

平成30年第20回公安委員会会議録

日 時	7月26日（木曜日） 自午後1時30分 至午後4時30分		場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞19件、意見の聴取27件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 地域警察官による職務質問活動強化月間の実施結果について

平成30年6月1日（金）から6月30日（土）までの30日間、地域警察官による職務質問活動強化月間を実施し、窃盗や占有離脱物横領等の刑法犯、覚醒剤取締法違反等の特別法犯を検挙した。期間中の地域警察官による検挙人員の総数は371人であった。

今後の取組として、職務質問に対する地域警察官の更なる意識の向上と技能の伝承を図ることとする。

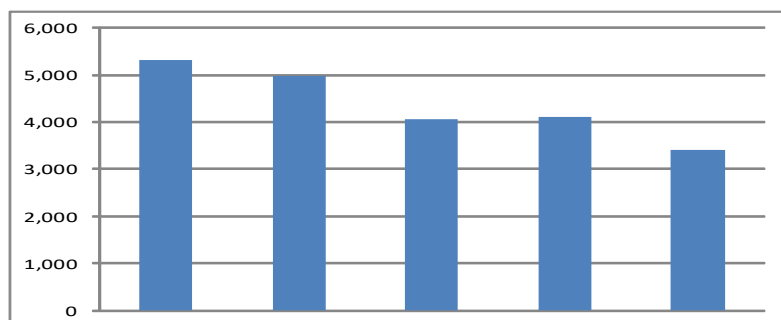
【委員からの質問等】

委員から「外国人の運転手が検挙されているが、国際大会やオリンピックを控え外国語の対策に力を入れてもらいたい」との発言があり、警察から「本部で通訳要員を確保しているので連携を取って対応していきたい」旨の説明があった。

2 平成30年上半期の犯罪認知状況等について

(1) 刑法犯認知状況等

ア 刑法犯認知件数の推移（各年6月末現在）



	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	5,309	4,978	4,057	4,112	3,399
前年同期比	-659	-331	-921	60	-713
増減率	-11.0%	-6.2%	-18.5%	1.5%	-17.3%

※ 平成30年は暫定数値

イ 主要犯罪(平成30年本部重点抑止犯罪)の推移(各年6月末現在)

		認知件数					前年同期比 増減数	前年同期比 増減率 (%)
		26年	27年	28年	29年	30年		
刑 法 犯 総 数		5,309	4,978	4,057	4,112	3,399	-713	-17.3%
平成 三〇 年本 部重 点抑 止犯 罪	振り込め詐欺等	34	54	46	86	40	-46	-53.5%
	強 制 性 交 等	10	6	5	6	4	-2	-33.3%
	強 制 わ い せ つ	48	22	24	28	22	-6	-21.4%
	空 き 巢	186	181	176	100	106	6	6.0%
	忍 込 み	72	38	30	26	24	-2	-7.7%
	居 空 き	18	15	9	19	10	-9	-47.4%
	合 計	368	316	290	265	206	-59	-22.3%

※ 平成30年は暫定数値

ウ 下半期の主な犯罪抑止対策

- (ア) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (イ) 創造的復興を支える警察活動の推進

(2) 振り込め詐欺等の認知状況等

ア 認知件数・被害額

※ 各年における6月末現在(被害額は、キャッシュカード詐取後のATM引出(窃取)額を含む。)

振り込め詐欺等		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年同期比	
認知件数		33	55	47	86	40	-46	
被害額(約万円)		21,261	15,363	14,966	14,285	5,499	-8,786	
内 訳	振り込め 詐欺	認知件数	18	53	44	85	40	-45
		被害額	9,562	14,694	14,939	14,235	5,499	-8,736
	振り込め 類似詐欺	認知件数	15	2	3	1	0	-1
		被害額	11,699	669	27	50	0	-50

※ 平成30年は暫定数値

イ 下半期の主な被害防止対策

- (ア) 変遷する手口に対する迅速・的確な情報発信等
- (イ) 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進
- (ウ) 高齢者の会合等における防犯講話等の積極的実施
- (エ) 民間の広報媒体等を活用した広報啓発活動を推進

ウ 振り込め詐欺等検挙状況(各年における6月末現在)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年同期比
実行犯	件数	5	7	24	7	16	9
	人員	3	5	6	3	9	6
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年同期比
助長犯	件数	34	40	39	44	32	-12
	人員	21	17	12	25	25	±0

※ 平成30年は暫定数値

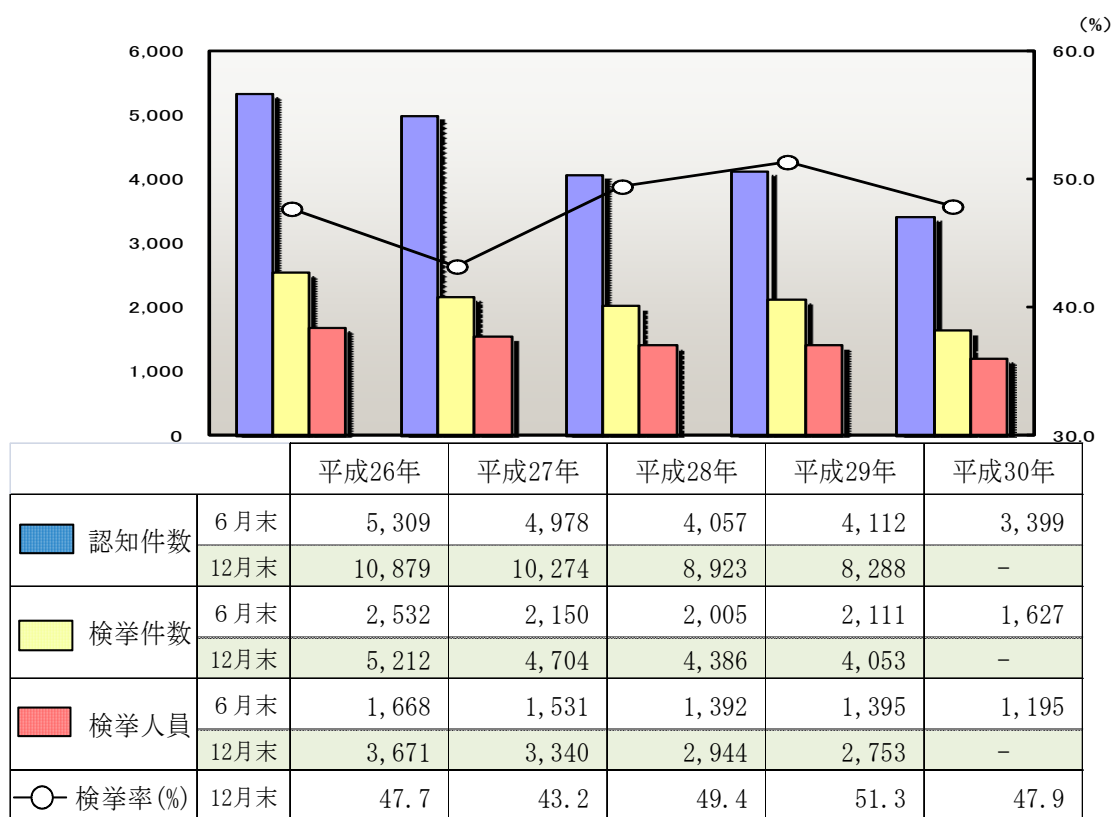
【委員からの質問等】

委員から「かなり認知件数が減っているようだが、広報してはどうか」との発言があり、警察から「あらゆる機会を通して広報に努めてまいりたい」旨の説明

があった。

3 平成30年上半期の犯罪検挙状況について

(1) 刑法犯年別推移状況（平成30年は暫定値（以下同じ））

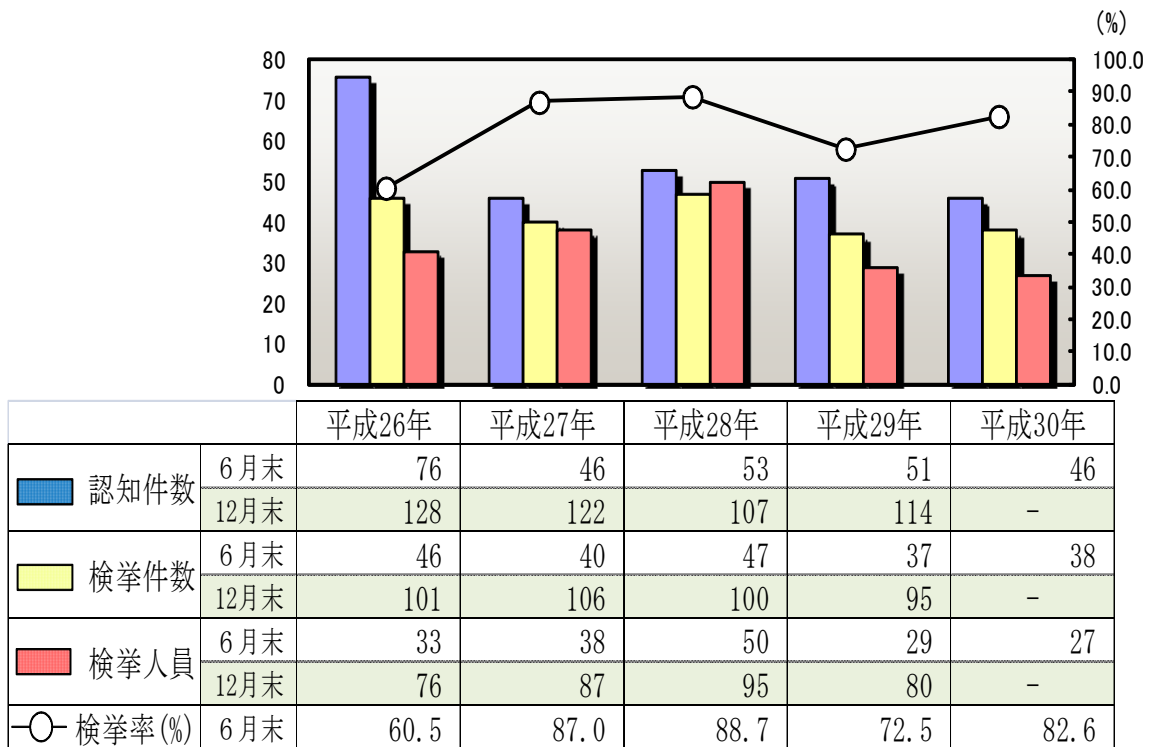


(2) 刑法犯の認知・検挙状況

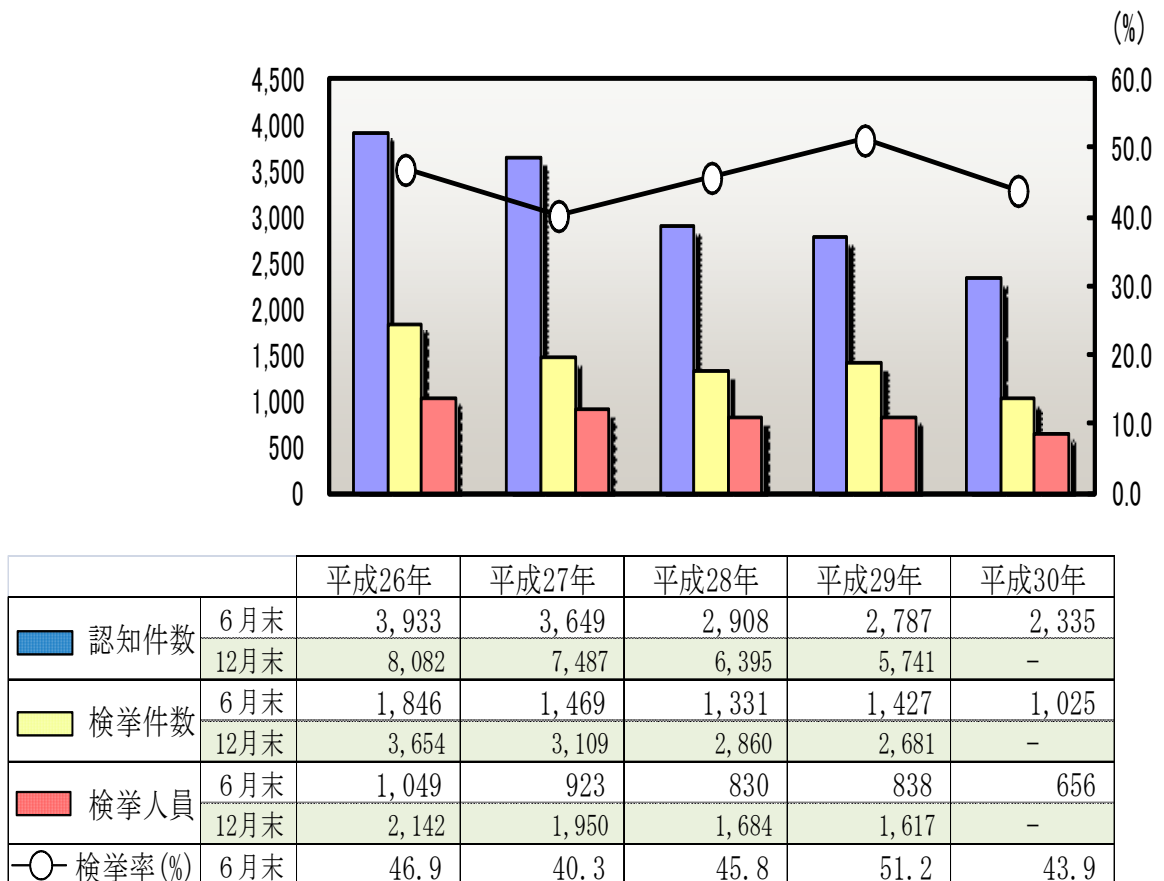
	検挙件数					検挙人員					検挙率				
	26年	27年	28年	29年	30年	26年	27年	28年	29年	30年	26年	27年	28年	29年	30年
総数	2,532	2,150	2,005	2,111	1,627	1,668	1,531	1,392	1,395	1,195	47.7	43.2	49.4	51.3	47.9
凶悪犯	12	22	23	20	16	14	25	25	18	8	44.4	91.7	85.2	87.0	76.2
粗暴犯	343	342	308	318	300	365	369	329	315	326	79.8	79.4	81.7	92.7	87.5
窃盗犯	1,846	1,469	1,331	1,427	1,025	1,049	923	830	838	656	46.9	40.3	45.8	51.2	43.9
知能犯	65	85	100	92	78	60	63	41	62	49	47.1	45.9	52.9	43.8	51.7
風俗犯	49	31	40	50	49	31	32	35	25	26	68.1	79.5	80.0	78.1	90.7
その他	217	201	203	204	159	149	119	132	137	130	30.6	30.9	40.1	29.8	32.1

※（前年比増加を青ゴシック体、前年比減少を赤で表記）

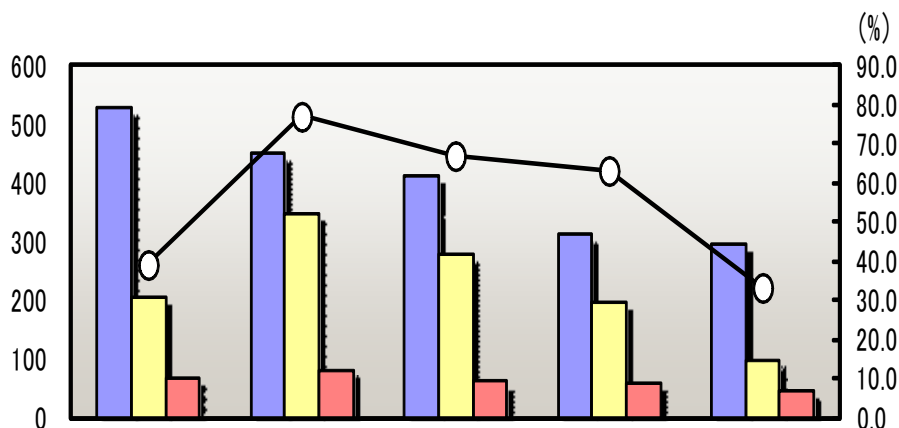
(3) 重要犯罪の検挙状況



(4) 窃盗犯の検挙状況



(5) 重要窃盗犯の検挙状況



		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
■ 認知件数	6月末	528	451	413	313	297
	12月末	994	887	766	598	-
■ 検挙件数	6月末	207	348	277	198	99
	12月末	468	673	684	444	-
■ 検挙人員	6月末	69	82	61	59	46
	12月末	160	180	144	154	-
○ 検挙率 (%)	6月末	39.2	77.2	67.1	63.3	33.3

【委員からの質問等】

委員から「ガールズバー摘発の新聞記事中に、『暴力団の新たな資金源になっているのではないか』という記述があった。県民の安全安心を確保するため徹底的に摘発してもらいたい」との発言があり、警察から「捜査を徹底する」旨の説明があった。

4 夏季行楽期及び旧盆期における交通渋滞対策について

(1) 目的

帰省や行楽等により交通渋滞の発生が懸念される期間中の交通の安全と円滑を確保するため。

(2) 対策期間

平成30年8月8日(水)から同年8月19日(日)までの12日間

(3) 交通渋滞予想



方面・路線	方向	渋滞ピーク日時	場所(渋滞の先頭)	最大渋滞長	地図番号
阿蘇 県道北外輪山大津線 (通称ミルクロード)	大分県 向け	8月14日(火)12:00頃	菊池郡大津町高尾野 中核工業団地入口交差点付近	7km	①
	熊本市 向け	8月14日(火)18:00頃		5km	②
天草 国道266号	天草市 向け	8月11日(土)11:00頃	上天草市大矢野町中 寺尾交差点付近	6km	③
	熊本市 向け	8月14日(火)17:00頃	上天草市大矢野町登立 登立インターチェンジ入口交差点付近	6km	④

(4) 主な対策

ア 事前対策

- (ア) 事前広報の徹底
- (イ) 隣接警察署との連携強化
- (ウ) 道路工事の抑制

イ 期間中の対策

- (ア) 交通渋滞情報の収集と提供
- (イ) 現場措置
- (ウ) 高速道路対策

5 平成30年上半年期の交通事故発生状況等について

(1) 上半期の事故発生状況

区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	前年比	過去5年平均 (25~29年)	平均比	
上半期	発生件数	4,191	3,838	3,218	2,754	2,882	2,310	-572	3,377	-1,067
	死者数	40	40	37	36	37	25	-12	38	-13
	負傷者数	5,316	4,883	4,111	3,540	3,669	2,926	-743	4,304	-1,378
下半期	発生件数	4,540	3,746	3,423	3,397	2,904			3,602	
	死者数	42	36	42	31	36			37	
	負傷者数	5,908	4,767	4,426	4,389	3,700			4,638	
合計	発生件数	8,731	7,584	6,641	6,151	5,786			6,979	
	死者数	82	76	79	67	73			75	
	負傷者数	11,224	9,650	8,537	7,929	7,369			8,942	

(2) シートベルト着用状況(自動車乗車中)

区分	高齢者以外		高齢者		合計
	着用	非着用	着用	非着用	
死者数	0	1	2	8	11
負傷者数	1,679	94	302	24	2,099
死傷者数	1,679	95	304	32	2,110
致死率	0.0	1.1	0.7	25.0	0.52

(3) 75歳以上の運転者第1当(原付以上)による死傷事故の状況

事故類型別	75歳以上		74歳以下		法令違反別	75歳以上		74歳以下	
	件数	構成率	件数	構成率		件数	構成率	件数	構成率
出会い頭	56	26.3%	437	21.5%	安全不確認	66	31.0%	541	26.6%
右左折時	34	16.0%	257	12.6%	一時不停止	13	6.1%	58	2.8%
車両単独	20	9.4%	68	3.3%	操作不適	19	8.9%	115	5.6%
追突	54	25.4%	765	37.6%	交差点安全進行	20	9.4%	184	9.0%
人対車両	15	7.0%	191	9.4%	前方不注意	34	16.0%	417	20.5%
その他	34	16.0%	319	15.7%	動静不注視	26	12.2%	387	19.0%
					その他	35	16.4%	335	16.5%

(4) 交通死傷事故の特徴

ア 死亡事故

- 高齢死者が16人(前年同期比-5人、構成率64.0%)と6割を超える。
 - ・ 75歳以上が10人(同-7人、高齢死者の62.5%)と年齢層別で最も多い。
 - ・ 歩行中が4人(同-9人、同25.0%)と減少し、自動車乗車中が10人(同+7人、同62.5%)、うち75歳以上が5人(同+4人、75歳以上死者の50.0%)と増加した。
 - ・ 高齢者第1当(原付以上)による死者が12人(同+6人、構成率48.0%)、うち75歳以上第1当による死者が7人(同+5人、同28.0%)と増加した。

○ 自動車乗車中の死者が11人(同+1人、同44.0%)と最も多い。

- ・ シートベルト非着用が9人(同+5人、自動車乗車中死者の81.8%)、うち高齢者が8人(同+6人、高齢者自動車乗車中の80.0%)である。

イ シートベルト着用

シートベルト非着用9人中、8人(88.9%)は着用していれば助かったと考えられる。高齢者のシートベルト非着用では、死傷者の4人に1人(25.0%)が亡くなっており、極めて致死率が高い。

ウ 飲酒運転による事故

飲酒運転による死傷事故は25件(前年同期比+3件)発生、死者が2人(同-1人、構成率8.0%)、全死者数に占める構成率が過去5年平均値(4.6%)に比べ高い水準で推移している。

エ 75歳以上の運転者第1当(原付以上)による死傷事故

75歳以上の運転者は74歳以下の運転者と比較して、事故類型別では出会い頭や右左折時、車両単独事故の割合が高く、追突事故の割合は低い。同様に、法令違反別では、安全不確認、一時不停止、操作不適などの割合が高く、前方不注意や動静不注視の割合は低い。

【委員からの質問等】

委員から「高齢者の死亡事故が多いのは、高齢者がシートベルトをしていないのも1つの原因ではないか」との発言があり、警察から「高齢者が第1当事者となった事故も多く、自宅から近い地域内交通でシートベルトをしないケースもある。7月2日から11日までの10日間でシートベルト違反を510件検挙しているが、28パーセントの143件が高齢者であった」旨の説明があり、委員から「広報に努めてもらいたい」旨の発言があった。

第3 報告・決裁等

1 人事案件の報告

警務部長から説明があり、決裁が行われた。

2 テロ対策パートナーシップ推進会議に関する補足説明

警備第二課長から説明があり、決裁が行われた。

3 広島県公安委員会からの援助要求の決裁

警備第二課長から説明があり、決裁が行われた。

4 行政処分に係る処分決定の決裁

生活環境課次席から説明があり、決裁が行われた。

5 広島県公安委員会からの援助要求の決裁

生活安全企画課長から説明があり、決裁が行われた。

6 平成30年第19回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

7 審査請求(H29 No.4)審理経過報告の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 要望(H30 No.6・No.7)受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

9 苦情(H30 No.11・No.12・No.13)受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

10 捜査関係事項照会書の受理・回答の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

11 行政文書ファイル管理簿(H28・29)の調整及び公表の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

12 行政文書管理状況報告の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。